この資料は業務の参考のための仮訳です。 利用者が当情報を用いて行う行為については、 利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

植物検疫措置に関する国際基準

ISPM 16

規制非検疫有害動植物:概念及び適用

2002 年採択; 2021 年出版

FAO は、本書の内容の使用、複製及び配布を奨励する。FAO を情報源及び著作権者として示し、かつ FAO が使用者の見解、製品又はサービスの内容を支持するかのような表現を避ける限りにおいて、私的な調査、研究、教育、非商業的な製品又はサービスでの使用を目的とするのであれば、内容の複写、ダウンロード及び印刷を行ってもよい。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が www.ippc.int でダウンロードできることを付記すること。

翻訳、翻案権、転売その他の商業利用権に係る全ての問合せは http://www.fao.org/contact-us/licencerequest を通じて行うか、copyright@fao.org に連絡すること。

FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト(www.fao.org/publications)で入手が可能であり、また publicationssales@fao.org を通じて購入できる。

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的又は開発上の地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関(FAO)のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是認又は推奨されたものではない。本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解又は方針と一致するものではない。

出版の過程

基準の公式な部分ではない

1996 年 9 月 TC-RPPOs がトピック規制非検疫有害動植物(1996-002)を追加。

1998 年 10 月 EWG が草案を作成。

1999 年 10 月 ICPM-2 がトピック規制 非検疫有害動植物を追加。

2000 年 4 月 ICPM-3 が優先度の高いトピックとして言及。

2001 年 5 月 ISC-3 が仕様書 6 規制非検疫有害動植物の病害虫リスクアナリシスを承認。

2001 年 5 月 ISC-3 が草案を修正し、加盟国協議(MC)用に承認。

2001 年 6 月 MC へ送付。

2001年11月 ISC-4が採択のため草案を修正。

2002 年 3 月 ICPM-4 が基準を採択。

ISPM 16. 2002. 規制非検疫有害動植物: 概念及び適用 FAO, IPPC, ローマ

2013 年 8 月 IPPC 事務局が CPM-8(2013)によって言及されたインク修正を適用。

2015 年 6 月 IPPC 事務局は CPM-10(2015)からの基準手続きの廃止に沿ったインク修正及び再構成を反映した。

2021 年 4 月 IPPC 事務局が CPM-15(2021)で指摘されたようにインク修正を適用した。

出版の過程の最近修正:2021年5月

目次

採択

序論

適用範囲

参照

定義

要件の概要

- 一般要件
- 1. 背景
- 2. 規制非検疫有害動植物に関する IPPC の規定
- 3. RNQPと他の有害動植物との比較
 - 3.1 検疫有害動植物との比較
 - 3.1.1 有害動植物ステータス
 - 3.1.2 経路
 - 3.1.3 経済的影響
 - 3.1.4 公的防除
 - 3.2 非規制有害動植物との比較
- 4. RNOPを定義する判定基準
 - 4.1 「栽培用植物」
 - 4.2 「予定される用途」
 - 4.3 「それらの植物」
 - 4.4 「経済的に容認できない影響」
 - 4.5 「規制される」
- 5. 関連する原則及び義務
 - 5.1 技術的正当化
 - 5.2 病害虫リスク評価
 - 5.3 管理されるリスク、最小限の影響及び同等
 - 5.4 無差別
 - 5.5 透明性
- 6. 適用

ISPM 16-4 国際植物防疫条約

- 6.1 寄主 有害動植物の相互関係
- 6.2 証明プログラム
- 6.3 許容水準
- 6.4 不適合

採択

この基準は、2002年3月に第4回植物検疫措置に関する暫定委員会によって採択された。

序論

適用範囲

この基準は、規制非検疫有害動植物の概念を示し、それらの特徴を確認するものである。また、実際面での概念の適用、及び規制制度の関連要素についても説明する。

参照

本基準は、植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)を参照する。ISPMは国際植物検疫ポータル(IPP)(https://www.ippc.int/core-activities/standards-setting/ispms.)で入手可能である。

IPPC. 1997. International Plant Protection Convention. Rome, IPPC, FAO.

定義

この基準で使用される植物検疫用語に関する定義は、ISPM 5(植物検疫用語集)に記載されている。

要件の概要

検疫有害動植物でない有害動植物も、栽培用植物中に存在すると経済的に容認できない影響を及ぼすことになるため、植物検疫措置の対象となりうる。それらは、IPPCの中で、規制非検疫有害動植物(RNQP)として定義されている。 IPPCの一部の規定は、RNQPを対象としたものである。

RNQPと検疫有害動植物は、両者とも規制有害動植物であるが、その区別は、有害動植物ステータス、経路、物品、経済的影響及び公的防除の種類によって説明できる。IPPC 第 6 条 2 によれば、「締約国は、非規制有害動植物に対して植物検疫措置を要求してはならない。」とされている。

RNQPの概念の適用は、技術的正当化、病害虫リスク評価 (PRA)、管理されるリスク、最小限の影響、同等、無差別及び透明性の諸原則に従う。RNQPの定義の各要素は、特定の意味を有し、その結果として、寄主-有害動植物の相互関係、植物検疫証明に含まれるべき要素についても記載した非植物検疫証明プログラム、許容水準及び不適合時の措置などは、全て、RNQPの植物検疫措置の適用に関する要件を規定する際に検討する必要がある。

ISPM 16-6 国際植物防疫条約

一般要件

1. 背景

検疫有害動植物でない有害動植物でも、一部のものは、栽培用植物中に存在すると、結果的に当該植物の予定される用途と関連して、経済的に容認できない影響を及ぼすため、植物検疫措置の対象となる。そのような有害動植物は、規制非検疫有害動植物 (RNQP) と呼ばれており、輸入国内に存在しているだけではなく、しばしば広くまん延している。国内で生産された栽培用植物をそのような有害動植物から保護するために公的防除が当該植物に対して適用されている場合、同一若しくは同等の植物検疫措置が、同一の予定される用途かつ同一種の輸入栽培用植物に付着する有害動植物にも適用されうる。

2. 規制非検疫有害動植物に関する IPPC の規定

IPPC 第 2 条に記載された定義及び IPPC の規制有害動植物関連参考文献に加えて、 以下に示す IPPC の規定が規制非検疫有害動植物に関するものである。

第 7 条 1

締約国は、自国の領域に規制有害動植物が侵入及び/又はまん延することを防止することを目的として、適用される国際協定に従い、植物、植物生産物及びその他の規制対象物の搬入を規制する主権的権限を有する。締約国は、この目的のため、次のことを行うことができる:

- (a) 植物検疫措置を定め、採択すること
- (b) 搬入若しくは留置を拒否すること、又はこれらの処理、廃棄若しくは撤 去を要求すること
- (c) 規制有害動植物の移動を禁止又は制限すること

第6条1

締約国は、植物検疫措置が以下の条件を満たす場合に限り、検疫有害動植物 及び規制非検疫有害動植物に対する当該措置を要求できる。

- (a) 同種の有害動植物が、輸入締約国の領域内に存在する場合、それに対す る措置より厳重でないこと;及び、
- (b) 植物の健康及び/又は予定される用途を保護するために必要で、かつ当該 関係締約国によって技術的に正当化できるものに限定される

第6条2

締約国は、非規制有害動植物に対して植物検疫措置を要求してはならない。

第 4 条 3

各締約国は、最善の力を尽くし、次のものに関する規定を作成する。

(a) 規制有害動植物及びその予防と防除方法に関する情報を、当該締約国領域内に流布させること

第7条2の(i)

締約国は、最善の力を尽くし、学名を用いた規制有害動植物の一覧表を作成及び更新し、また当該一覧表を、(植物検疫措置に関する委員会の)事務局長、 当該締結国が加盟する地域的植物防疫機関及び要求に応じてその他の締約国 に提供するものとする。

附属書:

植物検疫証明書様式の文言:

上記の植物、植物生産物又はその他の規制対象物が、適切な公的手続きに従って検査及び/又は試験されていること、及び輸入締約国が定めた検疫有害動植物に侵されておらず、かつ規制非検疫有害動植物に対する措置を含む輸入締約国の現行の植物検疫要件に適合すると認められるものであることを証明する。

その他の有害動植物に実質的に侵されていないものとみなす。*

*選択条項

3. RNQPと他の有害動植物との比較

3.1 検疫有害動植物との比較

検疫有害動植物と RNQP は、輸入国における有害動植物ステータス、経路/物品、当該有害動植物に関連する経済的影響、及び公的防除の適用という 4 つの定義基準要素に基づいて比較しうる。

下の表に差異の概要を示す。

検疫有害動植物と規制非検疫有害動植物の比較

定義基準	検疫有害動植物	RNQP
有害動植物ステー	不在、又は限られた分布	存在、広く分布している可能性
タス		
経路	あらゆる経路に対する植物検	栽培用植物のみに対する植物検
	疫措置	疫措置
経済的影響	影響が予測される	影響が知られている
公的防除	存在すれば、根絶又は封じ込め	抑圧を目的として特定の栽培用
	を目的として公的防除を行う	植物に関する公的防除を行う

ISPM 16-8 国際植物防疫条約

3.1.1 有害動植物ステータス

検疫有害動植物の場合、植物検疫措置は、侵入の可能性を低下させることに重点を置き、もし有害動植物が存在する場合には、まん延の可能性を低下させることに重点を置く。このことは、検疫有害動植物の場合には、当該有害動植物が不在か又は新たな地域への侵入が防止されており、さらに、発生している場所では公的防除が実施されていることを意味する。RNQPの場合、当該有害動植物は既に存在しており、広くまん延している可能性もあるため、侵入の可能性は重要な判定基準ではない。

3.1.2 経路

植物検疫の規則や手続きは、いかなる寄主又は経路に関連した検疫有害動植物にも適用しうる。RNQPの場合、規制されうる唯一の経路は、特定の予定される用途向けの特定の寄主の栽培用植物である。

3.1.3 経済的影響

経済的影響に関係する検疫有害動植物と RNQP の定義の主な相違は、検疫有害動植物の潜在的な経済的重要性と、規制非検疫有害動植物による経済的に容認不可能な既知の影響との違いにある。 RNQP は既に国内に存在しているので、その影響に関する詳細な直接情報が入手できるはずであり、従ってその影響は既知であるが、これに対して、まだ国内に存在しない検疫有害動植物の場合、その影響は予測しなければならない。 さらに、検疫有害動植物については、他国の市場へのアクセスやRNQP と関連のない環境的影響(RNQP は定着しているので)などの要素に関する検討が潜在的な経済的重要事項となっている。

3.1.4 公的防除

すべての規制有害動植物が公的防除の対象となる。検疫有害動植物がある地域に存在する場合、それらの根絶又は封じ込めを目的とする植物検疫措置という形の公的防除が実施される。一方 RNQP に対しては、特定の栽培用植物中の抑圧を目的とする植物検疫措置という形の公的防除が行われる。

3.2 非規制有害動植物との比較

検疫有害動植物でも RNQPでもない一部の有害動植物が、非植物検疫的性質(例えば、商業的性質や食品安全性)の容認不可能な影響(すなわち損害)を引き起こすことがある。そのような被害を受けた植物に適用される措置は、植物検疫措置ではない。 IPPC 第 6 条 2 によると、「締約国は、非規制有害動植物に対して植物検疫措置を要求してはならない」とされている。

4. RNQPを定義する判定基準

RNQP の定義により、検疫有害動植物からこのカテゴリーの有害動植物を区別するための判定基準が定められる。その定義に使用する特定の単語に関する理解を深めることは、本概念を適切に解釈及び適用するために重要である。

4.1 「栽培用植物」

RNQPの概念は、「栽培用植物」への適用のみに明確に限定されている。植物は、「生植物及びその部分であって、種子を含む」と定義される。従って、「栽培用植物」には、種子、球根及び塊茎が含まれ、さらに様々な種類の栄養繁殖資材も含まれているが、これは植物全体の場合も、また(挿し木類のような)植物の部分の場合もある。

「栽培用植物」は、「植え付けられた状態のままを目的とする植物」を含むため、(盆栽を含めた)鉢植え植物も含まれることになる。植え付けられた状態のままを目的とする植物に関連する病害虫リスクは、繁殖用の植物に対するリスクよりも小さい場合がある。

4.2 「予定される用途」

栽培用植物の「予定される用途」には、以下のものがある:

- 他の物品(例えば、果実、切花、木材、穀類)の直接的生産のために栽培すること
- 植え付けられた状態のままであること (例えば、観賞植物)
- 一 同一の栽培用植物の数を増加させること(例えば、塊茎、挿し木類、種子)。

病害虫リスクは、有害動植物の種類や、物品及び予定される用途によって変化する。 技術的に正当な根拠で区別できる場合には、商業的利用(販売又は販売目的を伴う) と非商業的利用(販売を伴わず、個人的利用のための少数の栽培用植物に限定される)とで区別することができる。

4.3 「それらの植物」

「それらの植物」とは、RNQPに関連して輸入国が規制する特定の栽培用植物(種、品種など)であり、予定される用途のために輸入されたものも、国内生産されたものも含まれる。

4.4 「経済的に容認できない影響」

規制非検疫有害動植物の定義は、「経済的に容認できない影響」に言及している。

ISPM 16-10 国際植物防疫条約

それは、損失が、経済的影響の観点から評価され、容認可能か容認不可能かが判断 されることを意味している。

検疫有害動植物の場合、経済的影響には、市場アクセスに対する影響のほかに、植物の健康に関係する環境への影響などのような、直接的な経済面に基づいて容易に数値化することのできない影響もある。RNQP は既に存在しているので、市場アクセスや環境衛生に関連する新規又は追加的な影響にはならない。従って、これらの影響は、RNQP に関する経済的影響を決定するにあたって関連因子とは考えられない。

経済的に容認できない影響を決定するにあたっての関連因子は次のものを含む:

- 販売可能な収穫量の減少(例えば、収穫の減少)
- 品質の低下(例えば、ワイン用ブドウにおける糖含有量の減少、市販された 生産物の格下げ)
- 有害動植物防除に要する追加費用(例えば、間引き、殺虫剤施用)
- 収穫及び等級付けに要する追加費用(例えば、選別)
- 移植の費用(例えば、植物の寿命の喪失によるもの)
- 代替作物栽培の必要性による損失(例えば、同種の作物だがより低収量な抵抗性品種、又は異なる作物を植え付けることが必要になったことによるもの)。

特に、生産地において有害動植物が他の寄主植物に及ぼす影響が関連因子と考えられる場合がある。

4.5 「規制される」

RNQP の定義における「規制される」とは、公的防除のことを言う。RNQP に対する公的防除プログラムは、国家、地方又は局地単位で適用することができる(ISPM 5 付録 1 (「公的防除」及び「広く分布していない」の概念の解釈及び適用に関する指針)を参照)。

5. 関連する原則及び義務

RNQP の概念の適用は、特に、技術的正当性、病害虫リスクアナリシス、管理されるリスク、最小限の影響、同等、無差別及び透明性の原則及び義務に従う(ISPM 1 (*国際貿易における植物の保護及び植物検疫措置の適用に関する植物検疫の原則*)を参照)。

5.1 技術的正当性

RNOPを対象とする植物検疫措置は、IPPCの要求に応じて技術的に正当なものであ

るべきである。ある有害動植物を RNQP として類別する場合、またその RNQP が関係する植物種の輸入に対して制限を課す場合には、病害虫リスクアナリシスによって正当化されるべきである (ISPM 2 (病害虫リスクアナリシスに関する枠組み)及び ISPM 21 (規制非検疫有害動植物に関する病害虫リスクアナリシス)を参照)。

5.2 病害虫リスク評価

RNQP に対する病害虫リスク評価は、RNQP の定着の可能性や、その長期的な経済的影響を評価する必要がないので、潜在的な検疫有害動植物に対する病害虫リスク評価とは異なるものになる。しかし、栽培用植物が当該有害動植物の経路になっており、また当該栽培用植物が経済的に容認できない影響を及ぼす主要な寄生源であることを実証することが必要とされる。

5.3 管理されるリスク、最小限の影響及び同等

RNQP に対する病害虫リスク管理においては、病害虫リスク評価で示された経済的影響が容認できるかどうかを決定する必要がある。リスク管理に用いる措置の強さに関する決定は、無差別、管理されるリスク及び最小限の影響の原則に従って行われるべきであり、また必要に応じて、同等措置の受け入れを考慮するべきである。

5.4 無差別

RNQPに対する植物検疫措置は、異なる国家間においても、また国内の積荷と輸入された積荷の間においても、無差別の原則を遵守するべきである。(同一又は類似の寄主植物の)同一の予定される用途に向けた栽培用植物が、有害動植物を含むか又は特定の許容水準以上の有害動植物を含む場合には、その出所に関わらず、販売や植え付けをしてはならないことを要求する公的防除が、締約国の領土内で実施されている場合にのみ、当該有害動植物をRNQPとみなすことができる。輸入された積荷に付着する有害動植物は、当該有害動植物への公的防除が適用されている輸入国の領土内又はその領土の一部で、当該植物が販売又は植え付けられている場合にのみ、RNQPとして規制することが可能である。

5.5 透明性

公的防除プログラムの詳細を含む RNQP に関する国家の規則及び要求は、直接影響を受けうるあらゆる締約国に対して公表及び通報されるべきである(第7条2のb)。ある有害動植物が RNQP として類別されていることの技術的正当性について、また RNQP に適用されている措置の強さの正当性について、他の締約国の要求があった場合、輸入締約国はそれを提供するべきである(第7条2のc)。

6. 適用

ISPM 16-12 国際植物防疫条約

ある NPPO が、ある有害動植物を RNQP に指定したいと望む場合、当該 NPPO は上記の要素を考慮する必要がある。加えて、寄主-有害動植物の相互関係や栽培用植物の証明プログラムの存在(例えば、種子証明)など、いくつかの特定の問題が検討されこともある。

6.1 寄主-有害動植物の相互関係

同一の有害動植物でも、他の寄主ではRNQPとして規制されないかもしれないため、RNQPは、特定の寄主又は寄主類に関連して定義するべきである。例えば、あるウイルスは、ある種の栽培用植物では経済的に容認できない影響を引き起こすが、他種ではそうならないということもある。寄主-有害動植物の相互関係に関して入手可能な情報によって支持される場合、RNQPに対する植物検疫要件を適用するにあたっては、特定の寄主植物分類レベルに関連して区別を行うべきである(例えば、品種の抵抗性又は感受性、有害動植物の毒性)。

6.2 証明プログラム

栽培用植物の証明¹のためのプログラム(時に「証明スキーム」と呼ばれる)は、生産物の品種の純度、色、大きさ等に対する要件のような非植物検疫的な要素に加えて、有害動植物に関する特定の要件を含んでいることが多い。関連する有害動植物は、技術的に正当化することが可能で、かつ証明プログラムが強制的なもの(すなわち、国家政府又は適切な立法上の権限の下にある NPPO によって制定又は承認された公的防除)と見なすことが可能である場合、当該有害動植物は RNQP になりうる。一般に、証明プログラムが対象とする有害動植物は、関係する作物に容認できない経済的影響を引き起こし、主に栽培用植物に伝搬されることを理由に RNQP とみなされているような有害動植物である。しかし、証明プログラムで言及されるすべての有害動植物が、必ずしも RNQP であるわけではない。一部の既存のプログラムでは、技術的な正当性が実証されていない有害動植物や有害動植物による損害についての許容水準を含んでいる場合がある。

6.3 許容水準

RNQPの概念を適用するためには、公的防除プログラムにおける RNQP に関する適切な許容水準と、それに対応する植物検疫輸入要件を、採用及び制定することが必要である。許容水準は、技術的な正当性に依存し、特に、管理されるリスク、無差別及び最小限の影響の原則に従う。場合によっては、技術的に正当である場合、この許容水準は、特定のサンプリング及び検査手順に基づき、ゼロでありうる。

6.4 不適合

¹ この証明と植物検疫証明を混同しないこと

RNQP に関する植物検疫輸入要件を満たせない場合にとられる植物検疫行動は、無差別及び最小限の影響の原則に従うべきである。

その選択肢は次のものを含む:

- 格下げ(物品又は予定される用途の変更)
- 一 処理
- 他の目的への用途変更(例えば、加工)
- 原産国又は他国への仕向地変更
- 廃棄。

ISPM 16-14 国際植物防疫条約